# 宿泊約款

#### (適用範囲)

- 第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及び これに関連する契約は、この約款の定めるところ によるものとし、この約款に定めのない事項につ いては、法令又は一般に確立された慣習によるも のとします。
- 2 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に 応じたときは、前項の規定に関わらず、その特約 が優先するものとします。

#### (宿泊契約の申し込み)

- 第2条 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者 は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
  - (1) 宿泊者名
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) 宿泊料金 (原則として別表第1の基本宿泊料による)
  - (4) その他、当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿 泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し 出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあっ たものとして処理します。

#### (宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾した ときに成立するものとします。ただし、当ホテルが 承諾をしなかったことを証明したときは、この限り ではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊 期間 (3日を超えるときは3日間) の基本宿泊料を限 度として、当ホテルが定める申込金を当ホテルが指 定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金はまず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定より当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。
- (申込金の支払いを要しないこととする特約)
- 第4条 前条第2項の規定関わらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが 前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び、 当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前 項の特約に応じたものとして取り扱います。

# (宿泊契約締結の拒否)

- 第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の 締結に応じないことがあります。
  - (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
  - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
  - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

# (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに 認められるとき。

- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められた
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により 宿泊させることができないとき。
- (7) 高知県旅館業法施行条例5条の規定する場合に該当するとき。

# (宿泊客の契約解除権)

- 第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
- 3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の 午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている 場合、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到 着しないときは、その宿泊契約は、宿泊客により解 除されたものとみなし処理することがあります。

#### (当ホテルの契約解除権)

- 第7条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約 を解除することがあります。
  - (1) 宿泊客が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
  - (2) 宿泊客が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させる ことができないとき。
  - (5) 高知県旅館業法施行条例5条の規定する場合に該当するとき。
  - (6) 禁煙室での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、 その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火 災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
  - 2 当ホテルが、前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

#### (宿泊の登録)

- 第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
  - (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所、電話番号及び 職業。
  - (2) 外国客にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日。
  - (3) 出発日及び出発予定時刻。
  - (4) その他、当ホテルが必要と認める事項。

#### 別表第1

宿泊料金等~算定方法(第2条第1項、第3条第2項、及び第12条第1項関係)

		内 訳	税 金 の 精 算
宿泊客が支払うべき総額	宿 泊 料 金	①宿泊室料 ②サービス料(①×10%) ③税金 a. 消費税	a. 消費税率×(①+②)
	追加料金	④飲食料金その他の利用料金 ⑤サービス料(④×10%) ⑥税金 b. 消費税	b. 消費税率×(④+⑤)
飲食等のみのお客様が		⑦飲食料金その他の利用料金 ⑧サービス料(⑦×10%) ⑨税金 c. 消費税	c. 消費税率×(⑦+⑧)

(注)税法が改訂された場合は、その規程によるものとする。

契約解除の通知を 受けた日 契約申込人数		不 泊	当 日	前 日	2 日 前	7 日 前	1 5 日前
般	14名まで	100%	80%	5 0 %	20%	20%	
団体	15名~ 39名まで	100%	80%	5 0 %	20%	20%	
	40名以上	100%	100%	80%	20%	20%	10%

(注)

- (1)%は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- (2)契約日数が短縮した場合は、その短縮日数に関わりなく、1日分(初日)の違約金を収受します。
- (3)団体客(15名以上)の一部について、契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込をお引受けした場合には、そのお引受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合は切り上げる)にあたる人数については、違約金はいただきません。

2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿 泊券、クレジットカード等通貨に代わりうる方法に より行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録 時にそれらを提示していただきます。

#### (客室の使用時間)

- 第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、16時 から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊 する場合においては、到着日及び出発日を除き終日 使用することができます。
- 2 当ホテルは、前項の規定に関わらず、同項に定める 時間外の客室の使用に応じることがあります。この 場合には、次に掲げる追加料金を申し受けます。
  - (1) 超過3時間までは、室料金の2分の1。
  - (2) 超過3時間以上は、室料金の全額。

#### (利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当ホテルの敷地内においては、当ホテルが定めて掲示した利用規則に従っていただきます。

#### (営業時間)

- 第11条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、各室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。
  - (1) フロント、キャッシャー等のサービス時間 A, 門限 22時 B, フロントサービス 7時~21時30分 C, エクスチェンジサービス 7時~21時30分
  - (2) レストラン営業時間 7時~21時 A, オーダーストップ 20時15分
  - (3) その他付帯サービス施設営業時間 A, 浴場 6時~9時、16時~23時 B, ランドリー 7時~21時30分 C, 売店 7時~21時30分
  - 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に 変更することがあります。その場合には、最適と 思われる方法をもってお知らせします。

#### (料金の支払い)

- 第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算 定方法は、別表第1に掲げるところによります。
  - 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテル が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード 等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の 際又は当ホテルが請求したとき、フロントにおい て行っていただきます。
  - 3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能に なったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合 においても、宿泊料金は申し受けます。

# (当ホテルの責任)

- 第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の 履行にあたり、またはそれらの不履行により宿泊 客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。 ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由に よるものでないとき、この限りではありません。
  - 2 当ホテルは、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

- 第14条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による宿泊施設を斡旋するものとします。
  - 2 当ホテルは、前項の規定に関わらず、他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償金に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

#### (寄託物等の取扱い)

- 第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金 並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生 じたときは、それが不可抗力である場合を除き、 当ホテルはその損害を賠償します。ただし、現金 及び貴重品については、当ホテルがその種類及び 価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれ を行わなかったときは、当ホテルは5万円を限度 としてその損害を賠償します。
- 2 宿泊客が当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお届けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により、減失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめその種類及び価格の明告がなかったものについては、当ホテルは2万円を限度としてその損害を賠償します。

#### (宿泊客の手荷物又は、携帯品の保管)

- 第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場所において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は、所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

#### (駐車の責任)

第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、 車両のキーの寄託に関わらず、当ホテルは場所 をお貸しするものであって、車両の管理責任ま で負うものではありません。ただし、駐車場の 管理にあたり、当ホテルの故意又は過失によっ て損害を与えたときには、その賠償の責任に応 じます。

# (宿泊客の青任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を 被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、 その損害を賠償していただきます。

# 利 用 規 約

ホテル星羅四万十では、お客様に安全かつ快適にご利用頂くため、宿泊約款10条に基づき、次の通り利用規則を 定めております。この規則をお守り頂けないときは、やむを得ずご宿泊並びに当ホテル内諸施設のご利用をお断り申し上げ、 かつ当ホテルが被った損害のご負担を頂くこともございますので、特にご留意して頂き、健全な施設の運営に ご協力くださいますようお願い申し上げます。

# I. 客室ご利用について

- (1)客室よりの避難経路図をよくご確認下さい。
- (2)ご在室中や特にご就寝の際は、必ず内鍵をおかけください。
- (3)客室内は全て禁煙です。喫煙は絶対になさらないでください。喫煙が判明した際は、客室売り止め費用を請求させていただきます。
- (4)客室内では、暖房用、炊事用などの火器及びアイロンなどをご使用なさらないでください。
- (5) 当ホテルの許可なく客室を営業行為(展示会、その他)等ご宿泊以外の目的にご使用なさらないでください。
- (6) 当ホテルの許可なく客室内の備品を移動したり、また客室内に造作を施しあるいは改造する等現状を著しく変更なさらないでください。
- (7) 夜間のご訪問客とのご面会はロビーでお願いします。
- (8) 当ホテル周辺は、鳥獣保護区であり動物による公害には充分注意し、客室の窓などは必要時以外は必ず閉めてロックするようにしてください。

# Ⅱ.お部屋の鍵について

- (1)ご帯在中のお部屋からお出かけの際は、客室の鍵を必ずお持ちになり、施錠をご確認ください。
- (2) 当ホテル内のレストラン等をご署名によってご利用なさる場合は、お部屋の鍵、又はお部屋がわかるものをご提示ください。

### Ⅲ. お支払い等について

- (1)お会計は、ご出発の際にフロント会計でお願い致します。なお、ご滞在中でも都合により会計をお願いする場合がありますので、その都度お支払いください
- (2)ご到着時にお預かり金を申し受けることがございますので、あらかじめご了承ください。
- (3)お買い物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、荷物送料等のお立替えはお断わりさせていただきます。
- (4) 客室内のお電話をご利用の際は、フロントへ申込みをしていただきますのでご了承ください。
- (5)法定の税金の他、サービス料としてお勘定の10%を加算させていただいておりますので、お心付け等は、ご辞退申し上げます。

# Ⅳ. 貴重品、お預かり品について

- (1) ご滞在中の現金、有価証券、その他の貴重品の保管については、フロント会計に備付けの貸し金庫 (無料)をご利用ください。ご利用なさらないで万一紛失、盗難等が発生した場合には、当ホテルではその責任を負いかねる場合がございます。なお、美術品、骨董品等の品物はお預かりいたしかねます。
- (2) 当ホテル内での遺失物の処理は一定期間当ホテル が保管し、その後は遺失物法に基づいてお取扱させていただきます。
- (3) クロークでのお預かりものは、所定の期間を経過しても連絡がない場合は、次の期間を限度とし、お引き取りの意志がないものとして処理させていただきます。
- V. ホテル内では他のお客様の迷惑になる下記の物の

クロークにてのお預かり物 1ケ月

- 持ち込み、又は行為はご遠慮ください。 (1)動物、鳥類等のペット類。
- (2) 火薬、揮発油、その他の発火性又は引火性のある
- (3)悪臭を発する物。
- (4)法により所持を禁じられている鉄砲、刀剣、覚醒 剤の類。
- (5)ホテル外から飲食物等を持ち込むこと。
- (6) 賭博や風紀を乱すような行為、又は、他のお客様の迷惑となるような言動。
- (7)広告、宣伝物の配布、物品の販売や勧誘等。
- (8) 当ホテルの許可無くホテル内で写真撮影することや撮影した写真を営業上の目的で使用すること。
- (9) 客室外での他のお客様に不快感を与える服装等。

#### VI. その他の注意事項

ホテル周辺、河川一帯は、鳥獣保護区、自然保護林 となっておりますのでこれらを傷つけたり、危害を 加えるような行為はお慎みください。